

令和6年度（2024年度）第1回政策会議

日時：令和6年（2024）年5月27日（月）9:50～10:00

会場：市長会議室

参集者：大泉市長，田畑副市長，佐藤副市長，手塚企業局長，藤井教育長，
阿部企画部長，池田総務部長，島田財務部長

付議事項

市営住宅田家B団地および中道2丁目団地の跡地利用について

対応者

阿部企画部長，渡邊計画推進室長，木谷計画調整課長

◆議題の趣旨◆

市営住宅田家B団地および中道2丁目団地の跡地利用について協議しました。

◆協議の結果◆

原案のとおり，本件の内容は了承されました。

◆主な発言◆

■阿部企画部長

市営住宅田家B団地および中道2丁目団地の跡地利用について協議をお願いする。概要について計画調整課長から説明する。

■木谷計画調整課長

本市では，平成28年（2016年）度に，「函館市公共施設跡地等利用方針」を定め，公共施設等の廃止に伴って，市街化区域内で5,000㎡以上の大規模な跡地の発生が見込まれる場合，その利用意向を各部局へ確認のうえ，意向がある場合はその内容について協議，意向がない場合は売却等による処分について協議を行い，市としての方針を決定することとしている。今回は，令和6年（2024年）度末に用途廃止を予定している市営住宅田家B団地（7,724.42㎡）と令和7年度（2025年度）末に用途廃止を予定している市営住宅中道2丁目団地（14,567.94㎡）について，本方針の対象となることから協議をお願いするものである。

なお，田家B団地はすべてが市有地に立地しているが，中道2丁目団地につい

ては、市有地のほか、一部国等の土地を借用している。市有地については大部分が接道しておらず、市有地のみでの活用は極めて困難であることから、市として利用、貸付等による活用、売却による処分、いずれの場合においても国有地との一体利用等について財務省と協議を行う必要がある。

両団地の跡地活用について市内各部局に対して利用意向を確認したが、いずれも利用意向はなかったことから、「函館市公共施設跡地等利用方針」の手順に基づき、2件とも売却による処分を行うこととしたく、協議をお願いする。なお、売却に伴う建築物の解体撤去については、令和6年（2024年）度に田家B団地、令和7年（2025年）度に中道2丁目団地を予定しているほか、今後、土地の測量、分筆、整形などの事務手続きについては、方針決定後、売却を担当する財務部のほか、必要に応じて関係部局とも協議のうえ、適切に実施するよう現在の所管部である都市建設部に通知する。

説明については以上である。

■佐藤副市長

売却する場合のプロセスは、これから国と話し合うのか。

■島田財務部長

お見込みのとおり。売却手法については、今後しっかり詰めていく。

■佐藤副市長

中道2丁目団地近辺の町会からは、数年前から治安を懸念する声がある。

■大泉市長

本件については了承する。

■阿部企画部長

他に意見がなければ、原案のとおり了承とさせていただきます。